

新潟県立テクノスクール委託訓練（長期高度人材育成コース）業務プロポーザル募集要領

新潟県立テクノスクール委託訓練（長期高度人材育成コース）業務プロポーザルでは、県立テクノスクールが委託して実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）業務（以下、「本業務」という。）について、この募集要領に定めるとおり受託事業者を募集する。

なお、本業務の事業は、「国との協議が調うこと」及び「新潟県の予算成立」を前提とした停止条件付き事業であるため、国との協議が調い、県予算が成立しなければ、いかなる効力も発生しない。

なお、委託先として決定された者の企画提案書の内容は尊重するが、契約内容は県立テクノスクールとの協議により決定する。

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立テクノスクール委託訓練（長期高度人材育成コース）業務

(2) 目的及び業務内容

別紙 1 業務委託仕様書のとおり

2 見積限度額

委託費の設定にあたっては、訓練生 1 人 1 月当たり 120,000 円（外税）を上限とし、委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と委託先機関における一般の受講者の授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。

ただし、厚生労働大臣が指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースの上限は、90,000 円（外税）とすること。

なお、国家資格等の受験料や手数料等については、委託費に含めず訓練生の負担とすること。

3 提案者の資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3）第 101 条の 2 の 7 第 2 号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者でないこと。

4 訓練コースの要件

(1) 訓練内容

ア 国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下①～④に該当する職業訓練を実施するものであること。

ただし、訓練を設定しようとする地域の能開施設で実施していない職業訓練とすること。

- ① 公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの。
- ② 経済産業省により公表されている「IT スキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル 3※相当以上の資格取得を目標とするもの。
- ③ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの。
- ④ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの。

※ 国の実施要領では、令和 4 年度から IT スキル標準（ITSS）レベル 2 相当以上と改正されたが、当県ではレベル 3 以上での募集とする。（レベル 2 相当までの資格は短期訓練にて実施する。）

イ ア①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする。

(2) 就職実績

ア 企画提案する訓練コースについては、実施しようとする訓練コースの過去「直近」※₁または「直近 2 年間」※₂の訓練修了者の就職実績※₃が正社員就職率 80%以上であること。

ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が就職率 80%以上であること。

※₁ 直近とは、提案する訓練コースが令和 9 年度開講コースの場合、令和 7 年度

※₂ 直近 2 年間とは、提案する訓練コースが令和 9 年度開講コースの場合、令和 7 年度と令和 6 年度。

※₃ 就職実績は、訓練修了後 3 か月時点までとする。

○ 具体的には以下の場合に、実施可能とする。

(ア) 直近実績が 80%以上。

(イ) 直近実績は 80%未満であるが、直近 2 年間の実績を平均すると 80%以上。

(ウ) 実績が直近 1 年しかない場合で直近実績が 80%未満の場合は直近 1 年の一般生も含めた実績において 80%以上。

(エ) 直近 2 年前の実績はあるが、直近 1 年前の実績がない場合は、直近 1 年前の一般生と直近 2 年前の実績を平均すると 80%以上。

直近 2 年の実績がない場合は、以下の場合に実施が可能である。

(オ) 一般生の直近実績が 80%以上。

(カ) 一般生の直近実績は 80%未満であるが、直近 2 年間の実績を平均すると 80%以上。

イ ア(ア)～(カ)の要件に該当しないため、前年度まで実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなると判断される場合は、厚生労働省へ事前協議の上、実施の有無について新潟県が判断する。

ウ 過去に一般生及び訓練生の就職実績がないコースは募集対象外とする。

5 説明会

(1) 日時

令和 8 年 10 月 20 日（火）14 時 00 分から

(2) 開催方法

オンライン（Zoom）

(3) 参加申込

説明会参加を希望する者は、令和 8 年 10 月 19 日（月）16 時までに(4)申込方法により参加申込みをすること。申込みのあった者に対し、Zoom の ID 及びパスワードを電子メールにて送付する。

(4) 申込方法

以下、URL の新潟県電子申請システムから申し込むこと。

なお、参加は各事業所あたり 2 アカウントまでとすること。

【URL】https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=34279

6 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類

別紙 2「質問書」を提出すること。

イ 提出期限

令和 8 年 10 月 26 日（月）17 時 00 分（必着）

ウ 提出方法

持参、郵送、電子メール

※ なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

エ 提出先

5 (4) 申込先と同じ。

(2) 質問の回答

ア 回答期日

令和8年10月30日（金）

イ 回答方法

新潟県ホームページに掲載

7 プロポーザル参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申し込み

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	部数	留意事項
別紙3 「プロポーザル参加申込書」	1部	別添を含むこと。
就職実績を記載した根拠 資料（任意様式）	1部	任意の様式とし、訓練生（一般生）ごとに 卒業・中退等の区分、就職・進学の違い、雇 用形態、就職職種が明示されているもの。

イ 申込期限

令和8年11月6日（金）17時00分（必着）

ウ 提出方法

持参、郵送、電子メール（※パンフレットは持参または郵送のみ。）

エ 申込先

5 (4) 申込先と同じ。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申し込みをした者全員に対し、令和8年11月11日（水）に提案資格の確認結果を電子メール等により通知する。

8 企画提案書

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	部数	留意事項
別紙4及び5 「企画提案書」※4	1部	電子データによる提出可 原本（紙）で提出する場合は4部提出すること。
別紙6 「委任状」※5	1部	委任状が必要となる場合のみ提出 押印が必要なため原本を提出すること。
別紙7 「暴力団等の排除に 関する誓約書」	1部	電子データによる提出可 （提出がない場合は契約を締結できません。）
委託費見積書※6及び 積算内訳書	1部	任意様式（電子データによる提出可）

学則	1 部	電子データによる提出可 なお、原本を提出する場合は1部提出すること。
学校案内 (パンフレット等)	4 部	持参もしくは郵送のみ

※4 「介護福祉士養成科・保育士養成科」と「介護福祉士・保育士「以外」の分野」によって、提出様式が異なるため注意すること。

企画提案書の作成は、別紙8、9「企画提案書記載要領」を事前に確認すること。

※5 記載内容及び印鑑について、「委任状（記載例）」を事前に確認すること。

※6 代表印等を押印しない見積書を提出する場合は、「見積書記載例（押印なし）」を参照すること。

見積書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 提出期限

令和8年11月19日（木）17時00分（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送、電子メール

(4) 提出先

企画提案する訓練コースの実施予定の地域を所管するテクノスクールへ送付すること。各テクノスクールの連絡先は以下のとおり。

訓練実施地域	担当テクノスクール
下越地域	新潟テクノスクール 〒950-0915 新潟市中央区鑑西1丁目11-2 Tel 025-247-7397 E-Mail ngt055010@pref.niigata.lg.jp
中越地域	三条テクノスクール 〒955-0024 三条市柳沢353-2 Tel 0256-38-3464 E-Mail ngt055040@pref.niigata.lg.jp
上越地域	上越テクノスクール 〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 Tel 025-545-2190(代表) E-Mail ngt055020@pref.niigata.lg.jp

9 委託候補者の選定

委託候補者の選定に当たっては、企画提案書を提出したテクノスクールが審査委員会を設置し、企画提案内容を総合的に審査し、委託候補者を選定する。

10 ヒアリングの実施

審査において、審査委員会が必要と認めた場合にヒアリングを実施するものとする。

11 審査結果の通知

企画提案者全員に対し、審査委員会において審査した結果を電子メール等により通知する。

12 日程

令和8年10月15日（木）	募集公示
令和8年10月19日（月）	説明会参加申込み期限
令和8年10月20日（火）	説明会
令和8年10月26日（月）	質問書の受付期限
令和8年10月30日（金）	質問書回答
令和8年11月6日（金）	参加申込書の提出期限
令和8年11月11日（水）	提案資格の確認結果通知
令和8年11月19日（木）	企画提案書の提出締切
令和8年12月10日（木）以降 12月下旬以降	ヒアリングの実施 審査委員会、審査結果の通知 所管テクノスクールと契約

13 契約の締結

提案者が採択された訓練コースを実施する地域を管轄するテクノスクールと委託候補者が委託契約の締結交渉を行い、委託費の調整をしたうえで委託契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等、契約の締結を行わないことがある。

14 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案は、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 申込書、企画提案書を郵送する場合は簡易書留とし、持参の場合は提出期限日を除き、平日の開庁時間（8時30分から17時15分まで）に持参すること。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙10「プロポーザル参加申込辞退書」を速やかに提出すること。
- (7) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ・本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
- (8) 訓練生として募集するコース名は各学校の科名と異なる場合があることに留意すること。